

資料館だより

企画・編集 国立ハンセン病資料館

発行 公益財団法人
日本財団

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-13

電話 042-396-2909

FAX 042-396-2981

URL <http://www.hansen-dis.jp>

管理運営団体変更の ご挨拶

平成28年4月より国立ハンセン病資料館の管理・運営という大変な名誉ある、そして大きな責任を担う仕事を受託いたしました公益財団法人日本財団より事務局長として赴任いたしました池内賢二と申します。前受託者の公益財団法人日本科学技術振興財団様が、2万2千人であった入館者数を3万3千人まで増やされるとともに、展示を充実された7年間にわたる大きな飛躍をなされた跡を継いで資料館の運営を行っていくというところから、毎日の職務を精励しております。

日本財団について、ご存じの方も多いかも知れませんが、簡単に紹介をいたします。日本財団は、財団法人日本船舶振興会として設立され、国内24カ所の競艇場の収益金の一部をもとに、海洋・福祉・公益・国際の幅広い分野で資金を必要とされる方々に対する助成金を交付することを主要な業務として行っております。平成23年に公益法人化して、正式名称を日本財団としてからは、伝統的な助成金の交付という手法

だけでなく、世の中の様々な社会的課題を解決するために、中央官庁、地方自治体、企業等、最適な方々と協力しながら社会変革（ソーシャルイノベーション）を巻き起こす、触媒としての役割も大きく果たすようになりました。さて日本財団とハンセン病との結びつきは、大変、古いものがあります。従来は直接関与するのは国際活動を笹川記念保健協力財団や世界保健機関（WHO）を通じての支援であり、国内分野につい

ては、間接的な支援にとどまっております。今般、ハンセン病資料館の運営を担うにあたり、私どもとしては、従来の資料館運営の継承と発展を目指しております。財団としては、代表である会長笹川陽平が、世界保健機関（WHO）のハンセン病制圧特別大使、また日本政府のハンセン病人権啓発大使として重責を果たしてきておりますので、国際的な情報発信を少しずつ増やしていくとともに、国内における、各園の社会交流会館等とのネットワークの強化も重点的に行っていったらと考えております。

とはいえ、資料館の運営について、不慣れな点も多く関係各位にご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、今後ともよろしくお願いいたします。

事務局長 池内賢二

春季企画展

「らい予防法」を ふりかえる

特別展示と講演会の 期日決まる

●特別展示変更のお知らせ

当初、6月22日（水）～7月31日（日）の期間に予定していた2016年度春季企画展「らい予防法」をふりかえる」（会期は7月31日まで）の特別展示は、資料

の所蔵者である国立公文書館との再調整の結果、以下の期間・内容で開催することとなりました。ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

【期間】

7月20日（水）～7月31日（日）

【展示資料】

「癩予防二関スル件・御署名原本」

「癩予防法・御署名原本」

「らい予防法・御署名原本」

「ハンセン氏病法（草案）」

●講演会のお知らせ

2016年度春季企画展「らい予防法」をふりかえる」の付帯事業として、長田浩志氏（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課長）を講師にお招きし、7月24日（日）に講演会を開催します。長田氏は「らい予防法」廃止当時、厚生省エイズ結核感染症課企画法令係長として「らい予防法」廃止の実務に携わった方です。みなさまのご参加をお待ち申し上げます。

【講師】

長田浩志氏（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課長）

【演題】

「らい予防法」廃止の経緯について（仮）

【日時】2016年7月24日（日）

14時から（13時30分開場）

【会場】

国立ハンセン病資料館映像ホール

【参加費】 無料

【事前申込】 不要 ※先着150名まで。



ハンセン病回復者と談笑する笹川会長

第12回 国立ハンセン病資料館等 運営企画検討会を開催

6月1日(水)

第12回国立ハンセン病資料館等運営企画検討会が、航空会館会議室で開催された。厚生労働省から、松原難病対策課長が健康局長代理で挨拶し、議事に入った。議題は国立ハンセン病資料館および重

28年度事業計画であった。本年度から資料館運営委託団体が日本科学技術振興財団から日本財団に変更になったために、事業報告は小島前事務局長が、事業計画は池内現事務局長が説明を行った。その後、構成員の質問・意見を頂戴した。

事業報告に関して、まず日比野構成員が運営委託先の変更理由を質した。松原課長は、規定にしたがい企画提案を公募、受託希望の複数団体提出の提案書を評価委員会で肅々と審査した結果だと説明した。続いて増田構成員は、ハンセン病問題を人権教育に活かすには教師の事前学習が大事で、教師対象セミナー開始を評価する。また道徳での教材化への努力も継続してほしいと要望した。さらに半田構成員が、運営企画検討会で再

三議論してきた収蔵庫新設の進捗を質し、松原課長が、今年度設計調査費が計上され、来年度以降の本格設計と建設にむけた具体的な準備を進めると答弁した。

次に事業計画に関して構成員の質問、意見を頂戴した。今年度の重点検討課題は「①語り部活動の今後について議論を深めて実効策を検討 ②学校、教育委員会、自治体、企業等に対する講師派遣の働きかけの強化 ③ハンセン病を学校教育の道徳科目の副読本に取り入れてもらうための働きかけ ④地域のNPO活動との連携の模索 ⑤新収蔵庫の建設に向けた準備作業の着手 ⑥国際活動強化への対応策の検討 ⑦全国のハンセン病療養所の社会交流会館等との連携強化及び今後の検討」である。



運営企画検討会の様子

まず山口構成員が、資料館の情報発信力を高め、例えば「全国の社会交流会館等との連携強化」を目標し、webサイトで各地の活動等も閲覧できるようにと提案した。これに田南日本財団常務理事が、webサイトの強化、メディアへの発信も行うと答えた。次いで結城構成員が、学芸員による全国の社会交流会館等の支援継続を計画に書き込むべきだと意見した。これに黒尾学芸部長は、支援は今

まで通り日常業務として可能な範囲で行うと応答し、加えて重点検討課題には新事業も多く、日常業務の質を落とさず、新事業をも展開するには資料館スタッフの増員が必要だと実情を説明した。続いて半田構成員は「国際活動の強化」に関連して2019年京都開催の世界博物館大会(ICO M主催)で、ハンセン病をテーマにする博物館の国際連携模索の分科会をもつなど、ICO M活動への参与を提案した。加えて博物館運営に関して、自治体の指定管理者制度を念頭に、資料館の1年契約更新は余りにも短い。博物館の専門性と継続性担保のためにも早急に改善すべきで、ちなみに東京都は8年更新だと述べた。これに松原課長は、職員の専門性と運営の継続性の大切さは認識していると答弁した。また志村構成員は、東京と草津のみに「国立のハンセン病資料館」があるが、全国の社会交流会館等でも、運営費の計上、必要な建物新設等、資料館と同じ条件で

の運営整備が行われるべきだと主張した。松原課長は、各方面から

「特別法廷」に関する謝罪と 寺田最高裁判官の視察

1948年以降ハンセン病療養所入所者の裁判を裁判所外で行っていた「特別法廷」の開廷場所指定の正当性を検証すべきとの要請が、2013年11月、最高裁判所

に対して行われた。これを契機に2014年5月、最高裁判所は事務総局内に「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査委員会」を設置し、この問題を検討してきた。

それから約2年後の今年4月25日、最高裁判所事務総局が調査報告書を発表した。ハンセン病を理由とした裁判所以外での開廷場所指定の運用は、裁判所法69条2項に遅くとも昭和35年以降違反しており、ハンセン病患者に対する差別を助長しその人格や尊厳を傷つけたとして、事務総長が謝罪した。報告書には、最高裁が設置した外部の弁護士らによる有識者委員会による意見も全文掲載された。また最高裁裁判官会議による談話も同日発表された。さらに、最高裁長官の寺田逸郎氏は、憲法記念日を前に行った会見において謝罪と反省の意を表した。

調査報告書の発表に先立つ4月22日(金)、寺田長官が当館の視察を行った。当日は午後2時に資料館に到着、当館語り部・運営委員の平沢保治さんや池内事務局長、

の意見をお聞きする機会を別にて、検討を進めたいと答えた。

黒尾学芸部長、全療協の藤崎陸安事務局長と挨拶を交わした。その後、平沢さんと黒尾学芸部長の案内で常設展示を見学した。

黒尾学芸部長は、資料館設立の経緯や目的、国賠訴訟後のリニューアルや活動の現況、日本のハンセン病対策の歴史などについて説明した。続いて平沢さんが、かつての療養所での苛酷な生活や、その中を生き抜いてきた患者・回復者の姿について解説した。

寺田長官は2人の説明を聞きながら、園内通用券や患者作業の道具、警察留置所支所の写真、「舌銃」の写真、そして全患協の運動に関する資料などに目をとめ、午後3時までのおよそ1時間見学された。



全患協運動の展示を見る寺田長官

追悼の日式典および ハンセン病問題対策協議会開催

6月16日午前11時から厚生労働省で、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典がとり行われた。厚生省前に建立された慰霊の碑に代表者らが献花したあと、講堂に場所を移して黙祷が捧げられた。続いて塩崎厚労大臣が挨拶し、その後安倍総理大臣、大島衆議院議長、山崎参議院議長、岩城法務大臣、中曽根・平沼両議員懇談会会長の挨拶やメッセージが披露された。また志村全原協会長(代読)、森全療協会長、遺族を代表して原田氏が、それぞれ弔辞を述べた。

午後2時からは、ハンセン病問題対策協議会が、同じく厚生労働省で、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典がとり行われた。厚生省前に建立された慰霊の碑に代表者らが献花したあと、講堂に場所を移して黙祷が捧げられた。続いて塩崎厚労大臣が挨拶し、その後安倍総理大臣、大島衆議院議長、山崎参議院議長、岩城法務大臣、中曽根・平沼両議員懇談会会長の挨拶やメッセージが披露された。また志村全原協会長(代読)、森全療協会長、遺族を代表して原田氏が、それぞれ弔辞を述べた。

題対策協議会が、同じく厚生労働省で開催された。議題は、期間業務職員の仕事改善と勤務年数制限緩和と退所者や非入所者が足底穿孔症の予防・治療に訪問看護を利用できる制度の整備、療養所の医師確保、各園の歴史的建造物・史跡等の保存、社会交流会館の活用促進などだった。

中でも当館に関わりの深い議題は、各園で開設が進んでいる社会交流会館に関するものだった。各園の社会交流会館は、歴史・人権啓発の資料を展示する場として当館と同じ役割を果たしているのだから、資料整理や展示の円滑な推進が図られるよう、当館からの支援と学芸員・図書館司書といった専門職の配置が要求された。当館からの支援とは、当館学芸員による各園での資料整理や展示の支援、現地勤務の職員派遣、当館運営費内からの啓発予算の捻出のこととされた。これに対し当館を所管する難病対策課は、予算要求の中で考えたいと回答した。

また療養所の将来構想・永続化との関係で、社会交流会館運営費の予算化が要求され、療養所を所管する医療経営支援課は、次年度予算要求で検討したいとした。

当館からの支援の内、各園での資料整理や展示の支援について、

平成28年度ハンセン病問題対策協議会



昨年度まで当館が行ってきたとされたが、実はその事実はない。確かに資料調査は各園で行っているが、これは資料の残存状況を把握するためで、整理作業を行っている訳ではない。展示についても、各園に主体性があるのだから、シナリオ作成や設営に関与したことはない。

資料調査との混同があるようだが、元々この調査は、平成21年度の対策協議会で、統一交渉団が厚生労働省に要求し、厚生労働省が当館に依頼したものだ。過去6年間、この

熊本地震の影響について

菊池恵楓園社会交流会館 学芸員 原田 寿真

本年4月14日、

およびその翌日深夜に熊本県で発生した、それぞれ最大震度7に達する地震、熊本地震が

恵楓園および社会交流会館に与えた影響について、本紙書面を借りてご報告申し上げたい。

九州地方の住民は一般に地震を経験することが少なく、官公立の施設や一部企業を除けば、十分な備えを行っていた者はほとんどいなかっただけではないかと思

う。かくい報告者自身も地震発生後にはすぐに避難所すら把握できてい

調査のために特別の予算措置や人的補充は一切ないが、意義や必要性を認めるからこそ、当館が各園と自治会に協力を求める形で、通常業務と並行してどうにか行ってきた。今年も2園で予定している資料整理や展示の支援も大事業だ。実施するなら今度こそ予算措置と人的補充が不可欠だ。各館の窮状はわかるし、支援の必要性も痛感しているが、当館にもマンパワールの限界がある。各館との協力には現実的な調整が必要になる。

ないという有様であった。

最大震度7の揺れではあったが、県内でも揺れ方の差は大きく、報告者自宅周辺のように即刻避難の必要性を感じるような地域もあれば、家財道具の落下など多少の被害で済み、大がかりな避難が必要でない地域もあったようである。

幸いにして恵楓園は後者にあたり、地震による入所者の直接の負傷等は無かったようである。しかしながら水道が濁るなどしたため、食事は非常食に切り替わり、入浴・洗濯については滞るといふ事態に陥ることとなった。

恵楓園で最も大きな被害は納骨堂内の骨壺の落下・破損であるが、これについては既に園福祉課職員が対処に当たっており、今後の管理の在り方も模索されている最中である。他、老朽化している園内いくつかの宗教施設が損傷したことも指摘しておく必要がある。



社会交流会館については展示ケースの大きなずれや、各種物品・機材が倒れていた他は重大な被害は見あたらず、貴重資料の汚損も見受けられなかった。ただし、社会交流会館の元となった建物が昭和26年(1951)の建築であることを考えれば、今後これそのまま利用し続けるかどうかについては一考を要するであろう。幸いにして恵楓園および社会交流会館では大きな被害を免れることができたが、非常時に対するソフト・ハード両面からの備えの重要性を痛感させられた。以後の教訓として長く心に留めおきたい。

最後に、今回の地震に際し、園・館ともに全国多くの方々からご心配、お心遣いを受け、励まされることが多かった。この場を借りてお礼申し上げます。

その1 資料館の現場から

国立ハンセン病資料館では、基本計画書に定められた7機能(収集・保存・展示・教育啓発・調査研究・情報センター・企画調整・管理サービス)に基づき、博物館としての社会的役割を果たすために、実は様々な業務を行っています。中にはその重要性が知られていない仕事も多くあります。そこで、当館が何のためにどのような仕事をしているのか、これから少しずつ紹介していこうと思います。

1回目の今回は、博物館存立の基盤である資料の収集保存についてとりあげます。博物館の大きな特徴のひとつは、資料を集め保存することです。当館では多くの場合、各園や入所者の方々からの申し出を受けて収集しています。

収集しても保存しているだけでは無駄だという人もいますが、それは間違いです。すぐに展示等で活用できればもちろん良いのですが、予算や人手の制約等からそうできなくても、活用できる時代が来るまで資料が失われないように維持しておくのは、とても重要なことなのです。なぜならそれは50年・100年後の人たちから、資料を活かす可能性を奪わないということだからです。

例えて言えば、博物館は押し入れのような役割を果たしています。何年間も思い出しの品を押し入れに

しまったままにしているも、必要な時にはいつでも取り出せる安心感を持つことができます。同様に、その資料は必ずそこにあるという人々の安心感を裏切らないことが、博物館の社会的な役割なのです。

とは言え現実には、ただ置いておくだけで資料が残せる訳ではなく、それぞれに合ったサポートが必要となります。例えば木・布・金属などでできている資料は、虫に喰われていたり、カビが生えていたり、錆びていたりすれば、それらを取り除かないとさらに傷みが進んでしまいます。また紙やフィルムは、自ら出す酸や光の作用により、崩壊や退色が進んでいきます。湿気や乾燥で歪んだり裂けたりする場合もあります。こうした劣化の進行を止め、あるいは少しでも遅らせるサポートが、資料を保存するためには必要なのです。

当館では、新しく収蔵した資料に虫やカビを殺すくん蒸を行っています。すでに劣化が進行している資料は修復したり、複製したりもしています。そして資料は、常に温湿度が一定に保たれ、虫やカビの侵入を防ぎ、退色防止用の照明を備えた、収蔵庫という特殊な倉庫に納めています。

資料を保存していくには、必要なサポートをするためにも、資料の状態と保存環境を常に把握しておくことが不可欠です。華やかさのない非常に地味な仕事ですが、こうした毎日の積み重ねが資料を守っているのです。

草津町でハンセン病学会開催

6月7日(火)から8日(水)にかけ、第89回日本ハンセン病学会総会・学術大会が、群馬県吾妻郡草津町のホテルヴィレッジで開催された。

資料館からは、黒尾学芸部長(シンプジウムコーディネーター)、儀同社会啓発課長(セツシヨン6座長)、ほか3名(運営補助)が参加した。また、重監房資料館の北原学芸員が事務局を担当した。

今大会は、医学系の発表だけでなく、人文・社会科学系の発表が多いことが目を引いた。特に、重監房や湯之沢部落等を取り上げ、草津町とハンセン病との関わりを歴史的に考察しようとする発表が充実していた。さらに、ハンセン病に関する歴史資料の保存や公開に向けた取り組みを報告する発表も行われた。

これらは、学会全体でハンセン病問題の人文・社会科学の側面への関心が拡大していることを物語っており、今後もそのような傾向は継続していくと思われる。大会終了後に行われた栗生楽泉園と重監房資料館の視察においても、多くの参加者が真剣にハンセン病問題の歴史を学ぼうとしていた。以上をふまえると、今後は同学会の活動と資料館とが接点を持つ機会も増えていく可能性が考えられよう。

鹿屋市でハンセン病市民学会開催

第12回ハンセン病市民学会総会・交流集会在5月13日から15日まで「らい予防法廃止20年・ハンセン病国賠訴訟勝訴15年を迎えて」という全体統一テーマのもと、鹿児島県内で開催された。会員や市民等約400人が参加した。

13日はシンプジウム「奄美和光園の将来構想を考える」が奄美和光園で開催され、同園の現状や将来構想などについて積極的な議論が交わされた。

14日は、鹿屋市文化会館を会場に、総会と、交流集會第一部としてシンプジウム「全療協のたたかいく当事者運動から学ぶ」が開かれ、前全療協本部嘱託の大竹章氏を中心に森和男全療協会長、原田・金両学芸員等が全療協運動の歴史を振り返った。第二部は肝属地区人権・同和教育研究協議会の紙芝居制作の取り組みが小学校教員らによって報告された。

15日は、星塚敬愛園を会場に、分科会A「家族の被害と向き合う」、分科会B「ハンセン病問題基本法を活かす自治体の取り組み」、分科会C「ハンセン病療養所の現状と課題」、分科会D「ハンセン病を理由とする差別の解消に向けて」の各分科会が開催された。その後、リレートーク「ハンセン病国賠訴訟勝訴15年を迎えて」、園内のフィールドワークが行われた。

夏期セミナーのお知らせ

広くハンセン病について知っていただくため、今年度も「ハンセン病と人権 夏期セミナー」を開催します。日時/8月19日(金)午前10時~16時15分。内容/ガイダンス映像視聴、語り部の平沢保治さんのお話、学芸員らによるハンセン病医学・歴史等の講義、館内見学。受講後修了証書を授与。対象/どなたでも先着50名まで。参加費/無料。申込方法/当館ホームページから申込書をダウンロードし記入の上、社会啓発課宛てにFAXで送信。多くの方々のお申し込みをお待ちしております。

ホームページが新しくなりました

この度、当館ホームページのデザインやコンテンツを全面的に刷新しました。これまで各項目を随時更新してきたが、今回はレイアウト、タブ、配色、字体等を一新し、アクセス数の多い項目をトップページに移動するなど、より見やすくなりやすいよう改善しました。またコンテンツとして館内フロアマップや隣接する多磨全生園の紹介等に加え、各種の利用申込をサービス一覧として整理するなど工夫もしている。ぜひ皆さんにご利用いただきたい。

URL <http://www.hansen-dis.jp/>